

# 清掃業務委託共通仕様書

## 1. 目的

建物全体を常に清潔な状態に保つことにより、建物の美観を維持し、設備等の保全に努める。

## 2. 指示事項

- (1) この仕様書は委託業務の大要を示すものであるから、この仕様に定めない事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が美観上又は管理上必要と認め指示した業務については、受託者（以下「乙」という。）はこれを行うこと。
- (2) 乙は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、甲への作業日の通知を行う際は十分余裕を持って行うこと。

## 3. 法令等の遵守

- (1) 乙は、業務の実施に当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等業務関係諸法令
- (3) 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- (4) 乙は、業務の実施に当たり、甲が定めた諸規定を順守するとともに、従事者に周知させるものとする。規定の変更があった場合は、甲は文書にて乙に通知するものとする。
- (5) 甲は、乙が業務に関する諸法令・労働関係諸法令に違反して業務を実施した場合は、改善を命令することができるものとする。

## 4. 作業員の服務

- (1) 作業員は、仕様書及び乙の指示により従事すること。
- (2) 作業員は、乙の定めた服装を着用すること。
- (3) 作業員は、業務にあたり、甲の業務に支障のないように注意するとともに、衛生及び火気の取り締まりを厳重に行うこと。
- (4) 作業員は、建物、備品その他に破損箇所並びに阿波海南文化村内で不審物及び不審者を発見したときは、直ちに甲に報告をし、指示を受けること。
- (5) 作業員は、建物の防災管理について、防災管理者の定める防災計画に従うこと。
- (6) 作業員は、建物又は付近に火災その他の事変が生じたときは臨機の措置をとり、直ちに関係者に連絡すること。
- (7) 作業員は、甲及び一般来館者と常に友好的な態度で接することとし、品位を貶めるような言動は厳に慎むこと。

## 5. 経費の負担

- (1) 甲が委託料のほか、負担する経費
  - ア. 業務に必要な電力、用水及びガス料金等
  - イ. トイレットペーパー、ごみ袋の補充用消耗品類

(2) 乙が負担する経費

ア. 清掃業務に必要な各種機械、器具及び材料等

イ. 作業員の被服等

ウ. その他、乙の負担に帰すべき経費

# 清掃業務仕様書

## 1. 業務

良好な衛生環境の維持と建物等の保全に努めるため、計画的に業務を行い、効果が十分発揮されるようにすること。

## 2. 作業範囲

文化館、博物館、工芸館、いきいき館、三幸館及び関船展示館

## 3. 作業時間

### (1) 日常清掃

共用部分（玄関、ロビー、廊下、便所等）は、午前9時から午後5時までの間に完了するように実施すること。

専用部分（事務室、教育長室、会議室、ホール等）は上記作業時間中、委託者（以下「甲」という。）の業務の支障のないよう実施すること。

### (2) 定期清掃

甲と清掃日時等を協議のうえ実施すること。

## 4. 作業概要

作業は日常清掃及び定期清掃とし、下記事項に従い実施すること。

なお、各部分の日常清掃の具体的な内容及びその頻度については、別に定めたとおりとする。

### (1) 日常清掃

#### ① 供用部分（玄関・ロビー・通路・階段等）及び専用部分（各部屋等）

ア. ほうき、科学処理モップ又は真空掃除機を用いて床の埃等を取り除く。

イ. 汚れの甚だしいときは水拭き又は中性洗剤で拭き取る。

ウ. 紙くず入れの内容物を処理する。

エ. 金属部分のから拭きをする。（必要に応じ洗剤、塗布剤を使用）

オ. 扉、間仕切りの埃払いをする。

カ. その他汚れた箇所を適宜に清掃する。

#### ② 便所

ア. 床の水拭きをする。汚れの甚だしいときは中性洗剤で拭き取る。

イ. 紙くず入れの内容物を処理する。

ウ. 扉、間仕切りの拭き掃除をする。

エ. 衛生陶器類を適正な洗剤で洗浄する。

オ. 洗面台を清掃し、鏡を拭きあげる。

- カ. 金属部分のから拭きをする。(必要に応じ洗剤、塗布剤を仕様)
- キ. トイレトペーパーを補給する
- ク. 汚物を搬出処理する。
- ケ. その他汚れた箇所を適宜に清掃する。

### ③湯沸室

- ア. 床の水拭きをする。汚れの甚だしいときは中性洗剤で拭き取る。
- イ. 茶がら、生ごみを処理し、容器を洗浄する。
- ウ. 流し台及びその周辺を清掃する。
- エ. 金属部分のから拭きをする。(必要に応じ洗剤、塗布剤を使用)
- オ. その他汚れた箇所を適宜に清掃する。

### ④浴室・脱衣所(楽屋)

- ア. 壁、床、扉部を適正な洗剤で洗浄する
- イ. 洗面台、水栓、シャワー金具等の水拭き
- ウ. 足拭きマットを乾燥させる。
- エ. 排水口のごみを取り除く。
- オ. 消耗品を補充する。

### ⑤喫煙スペース(屋外)

- ア. 灰皿の内容物を処理し、容器を洗浄する。
- イ. 床を掃く。

### ⑥塵芥処理

阿波海南文化村内で出された一般廃棄物を収集し、分別のうえ指定された場所まで運搬する。

## (2) 定期清掃

### ①ガラス清掃

別に定める窓ガラス清掃業務仕様書のとおりとする。

### ②床表面洗浄・ワックス掛け(年2回実施)

- ア. 作業範囲は、文化館(エントランスロビー・ホワイエ・1階通路・ホール)及び博物館(エントランスロビー)とする。
- イ. 床面に置いてある物品のうち、移動可能なものは作業範囲外に移動し、洗浄水が進入するおそれのあるコンセント等は適正な養生を行う。
- ウ. 適正洗剤・器具により完全に埃、汚れを取り除く。
- エ. 器具等を使用し水分を拭き取った後、乾燥を待ち、適正塗布剤(ワックス等)で仕上げる。
- オ. 移動した物品を現状復旧する。

### ③カーペットクリーニング（年1回実施）

- ア. 作業範囲は、文化館（大会議室・小会議室・事務室・教育長室）及び博物館（事務室）とする。
- イ. 床面に置いてある物品のうち、移動可能なものは作業範囲外に移動し、洗浄水が進入するおそれのあるコンセント等は適正な養生を行う。
- ウ. 適正洗剤・器具により完全に埃、汚れを取り除く。
- エ. 器具等を使用し水分を拭き取った後、乾燥を待ち、移動した物品を現状復旧する。

## 5. 注意事項

- (1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生のないよう十分注意すること。
- (2) 作業終了後は、甲の検査を受け、不十分な点があるときは、指示に従い完全な清掃を行うこと。
- (3) 作業に際し、移動した椅子等の物品は元の位置に戻すこと。
- (4) 甲の所有物に対し、破損等のないよう十分注意し作業にあたること。
- (5) 落葉の収集、トイレの手拭きペーパーの回収も清掃作業に含む。

## 6. 作業員

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、作業員を適正に配置すること。
- (2) 作業員の学歴、性別は問わないが、同種の建築物の清掃を実施した経歴を有する心身共に健全な者とする。

## 7. 使用材料等

- (1) 本作業に使用する材料は特に指示のない場合、中程度以上のものを仕用すること。
- (2) 機械器具等については、その性能を良好に保ち、業務遂行に支障のないようにすること。
- (3) 使用する材料、機械器具等についてはその一切を乙の負担とする。
- (4) トイレトペーパー、ゴミ袋等については、甲で支給することとし、乙はこれを適正に管理すること。

# 窓ガラス清掃業務仕様書

## 1. 業務

計画的に窓ガラス等の清掃業務を行い、海南文化村の美観および機能の維持に努める。

## 2. 作業範囲

文化館、博物館、工芸館、いきいき館、三幸館及び関船展示館

## 3. 作業回数

年2回とする。

委託者（以下「甲」という。）と作業日時等を協議のうえ実施すること。

## 4. 作業時間

平日午前9時から午後5時までの間に完了するように実施すること。

## 5. 作業概要

作業概要は、下記事項に従い行うこと。

- (1) ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。窓用フィルムが貼付された箇所については、水又は中性洗剤を十分に塗布し、フィルムに傷を付けないよう作業する。
- (2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- (3) ガラス周りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

## 6. 注意事項

- (1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故のないよう十分注意すること。
- (2) 作業終了後は、甲の検査を受け、不十分な点があるときは、指示に従い完全な清掃を行うこと。
- (3) 作業に際し、移動した椅子等の物品は元の位置に戻すこと。
- (4) 甲の所有物に対し破損等のないよう十分注意し作業にあたること。

## 7. 作業員

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、作業員を適正に配置すること。
- (2) 2 m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。

## 8. 使用材料等

- (1) 本作業に使用する材料は特に指示のない場合、中程度以上のものを使用すること。
- (2) 機械器具等については、その性能を良好に保ち、業務遂行に支障のないようにすること。
- (3) 使用する材料、機械器具等についてはその一切を乙の負担とする。